

令和 2 年 6 月 2 4 日
道路局・都市局・鉄道局

改良すべき踏切道の指定（第 6 弾）新たに 5 1 箇所を追加 ～平成 2 8 年度からの 5 年間で全国 1, 1 8 0 箇所を指定～

国土交通省は本日、地域の実情に応じた幅広い踏切道の対策を推進するため、踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道として、新たに全国 5 1 箇所の指定を行いました。（別紙参照）

今回の指定は、平成 2 8 年に改正された踏切道改良促進法に基づく第 6 弾の指定となり、指定数は合計で 1, 1 8 0 箇所となります。

- 国土交通省では、踏切道改良促進法に基づき、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与することを目的に踏切道対策を推進しております。
- この度、改良すべき踏切道として、新たに全国 5 1 箇所を指定し、これまでに指定した踏切道 1, 1 2 9 箇所と合わせ、全国で 1, 1 8 0 箇所*となります。

※旧法(平成 23～27 年度)下での五年間の指定数の 5 倍以上。

- これらの箇所においては、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅の他、当面の対策や踏切道の周辺対策など、ソフト・ハード両面から、地域の実情に応じた幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。
- 国土交通省としても、地方踏切道改良協議会等を通じて改良計画の策定を支援するなど、対策促進を図ってまいります。

【参考】 国土交通省 道路局HP（踏切対策の推進）

(http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fumikiri/fu_index.html)

<問い合わせ先> 国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111
道路局路政課 課長補佐 金森（内線 37342）
（課直通） TEL 03-5253-8479、FAX 03-5253-1616
都市局街路交通施設課 課長補佐 川崎（内線 32852）
（課直通） TEL 03-5253-8417、FAX 03-5253-1592
鉄道局施設課 課長補佐 吉井（内線 57859）
（課直通） TEL 03-5253-8553、FAX 03-5253-1634

■踏切道改良促進法に基づく法指定数

都道府県	第1弾～第5弾 (H28～R1年度)	第6弾 (R2年度)	合計
北海道	11	3	14
青森県	6	0	6
岩手県	7	0	7
宮城県	3	0	3
秋田県	5	0	5
山形県	3	0	3
福島県	4	0	4
茨城県	11	0	11
栃木県	21	0	21
群馬県	17	1	18
埼玉県	93	0	93
千葉県	41	4	45
東京都	131	2	133
神奈川県	66	0	66
山梨県	5	0	5
長野県	11	0	11
新潟県	17	0	17
富山県	20	0	20
石川県	3	0	3
岐阜県	14	0	14
静岡県	35	4	39
愛知県	101	0	101
三重県	29	0	29
福井県	8	0	8
滋賀県	11	1	12
京都府	44	0	44
大阪府	149	20	169
兵庫県	90	13	103
奈良県	37	0	37
和歌山県	18	0	18
鳥取県	7	0	7
島根県	5	0	5
岡山県	7	0	7
広島県	30	0	30
山口県	10	0	10
徳島県	4	1	5
香川県	3	0	3
愛媛県	8	1	9
高知県	2	1	3
福岡県	28	0	28
佐賀県	5	0	5
長崎県	4	0	4
熊本県	1	0	1
大分県	1	0	1
宮崎県	3	0	3
鹿児島県	0	0	0
沖縄県	0	0	0
合計	1,129	51	1,180

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)				
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名					
札幌篠路線	北海道札幌市北区篠路2条6丁目	北海道旅客鉄道(株)	札沼線	市道	雁来篠路連絡線	第二条第10号	-	-	-	-
学田作場	北海道札幌市北区太平12条7丁目	北海道旅客鉄道(株)	札沼線	市道	学田線	第二条第10号	-	-	-	-
丸ノ街道	北海道札幌市北区篠路7条6丁目	北海道旅客鉄道(株)	札沼線	市道	丸ノ線	第二条第10号	-	-	-	-
上毛線第25号	群馬県前橋市上泉町3163 地先	上毛電気鉄道(株)	上毛線	市道	08-224号線	第二条第10号	-	-	-	-
西登戸第3号	千葉県千葉市中央区新千葉3-7-22	京成電鉄(株)	京成本線	市道	登戸47号線	第二条第9号	-	-	-	-
中広	千葉県千葉市若葉区若松町449-3	東日本旅客鉄道(株)	総武線	市道	若松町22号線	第二条第10号	-	-	-	-
東中山1号	千葉県船橋市東中山2-251-1	京成電鉄(株)	京成本線	市道	02-060号線	第二条第9号	-	-	-	-
菜園台2号	千葉県船橋市滝台2-37-4	新京成電鉄(株)	新京成線	市道	48-007号線	第二条第10号	-	-	-	-
参宮橋4号	東京都渋谷区代々木5-61-1先	小田急電鉄(株)	小田原線	区道	第187号路線	第二条第9号	-	-	-	-
飛田給6号	東京都府中市白糸台6-25-5	京王電鉄(株)	京王線	市道	2-213号	第二条第9号	-	-	-	-
草薙第6	静岡県静岡市清水区草薙1718-3	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	一里山草薙二丁目3号線	第二条第9号	-	-	-	-
草薙第7	静岡県静岡市清水区長崎5-1	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	一里山草薙二丁目2号線	第二条第9号	-	-	-	-
七ツ新屋第1	静岡県静岡市清水区長崎新田11-2	静岡鉄道(株)	静岡清水線	市道	一里山草薙二丁目1号線	第二条第9号	-	-	-	-
藤ノ木坂	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島295-11	天竜浜名湖鉄道(株)	天竜浜名湖線	市道	天竜南鹿島3号線	第二条第10号	-	-	-	-
甲賀	滋賀県野洲市三宅字上木ノ元978-12	西日本旅客鉄道(株)	東海道本線	市道	三上市三宅線	第二条第10号	-	-	-	-
汐見橋1号	大阪府大阪市浪速区桜川13丁目7-3	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	反物町線	第二条第9号	-	-	-	-
汐見橋3号	大阪府大阪市浪速区立葉1丁目4-13	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	浪速鶴町線	第二条第9号	-	-	-	-
汐見橋4号	大阪府大阪市浪速区芦原1丁目2-14	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	久保吉塩草町線	第二条第9号	-	-	-	-
汐見橋5号	大阪府大阪市浪速区芦原2丁目6-5	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	難波隣港鉄道南側線	第二条第9号	-	-	-	-
芦原町1号	大阪府大阪市浪速区芦原2丁目5-31	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	浪速区第2813号線	第二条第9号	-	-	-	-
芦原町3号	大阪府大阪市浪速区浪速西1丁目9	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	浪速区第2815号線	第二条第9号	-	-	-	-
芦原町4号	大阪府大阪市浪速区浪速西1丁目10	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	浪速区第2862号線	第二条第9号	-	-	-	-
木津川1号	大阪府大阪市西成区北津守2丁目5-32	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第375号線	第二条第9号	-	-	-	-
木津川2号	大阪府大阪市西成区北津守3丁目6-13	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第387号線	第二条第9号	-	-	-	-
木津川3号	大阪府大阪市西成区北津守4丁目6-7	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第378号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守1号	大阪府大阪市西成区津守1丁目10-10	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第372号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守2号	大阪府大阪市西成区津守1丁目8-16	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	浪速区第2859号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守3号	大阪府大阪市西成区津守1丁目8-16	南海電気鉄道(株)	高野線	府道	大阪臨海線	第二条第9号	-	-	-	-
津守4号	大阪府大阪市西成区津守1丁目6-13	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第370号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守5号	大阪府大阪市西成区津守1丁目6-13	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	津守安立線	第二条第9号	-	-	-	-
津守6号	大阪府大阪市西成区梅南3丁目7-12	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第14号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守7号	大阪府大阪市西成区松3丁目8-12	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第13号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守8号	大阪府大阪市西成区松3丁目5-28	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第12号線	第二条第9号	-	-	-	-
津守9号	大阪府大阪市西成区橋3丁目6-13	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第11号線	第二条第9号	-	-	-	-

踏切道改良促進法に基づく法指定箇所

踏切道		鉄道		道路		該当する指定基準 (踏切道改良促進法施行規則)				
名称	位置	事業者	線名	種別	路線名					
西天下茶屋1号	大阪府大阪市西成区橋2丁目4-7	南海電気鉄道(株)	高野線	市道	西成区第8号線	第二条第9号	-	-	-	-
大島	兵庫県小野市片山町1049-3	神戸電鉄(株)	粟生線	県道	小野香寺線	第二条第9号	-	-	-	-
桜坂	兵庫県神戸市垂水区舞子台1丁目1805-4	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	舞子111号線	第二条第9号	-	-	-	-
長田第2	兵庫県神戸市長田区長田天神町3-14-1	神戸電鉄(株)	有馬線	市道	長田25号線	第二条第9号	-	-	-	-
鶴越	兵庫県神戸市兵庫区里山町648-3	神戸電鉄(株)	有馬線	市道	鶴越停車場線	第二条第9号	-	-	-	-
北万覚第1	兵庫県神戸市西区押部谷町栄字北万覚373-3	神戸電鉄(株)	粟生線	市道	押部谷村38号線	第二条第9号	-	-	-	-
新奥山道	兵庫県姫路市白浜町大上根乙371-2	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	白浜80号線	第二条第9号	-	-	-	-
新日鉄正門	兵庫県姫路市広畑区正門通3丁目10	山陽電気鉄道(株)	網干線	市道	幹第43号線	第二条第9号	-	-	-	-
広畑中学道	兵庫県姫路市広畑区高浜町3丁目98	山陽電気鉄道(株)	網干線	市道	広畑11号線	第二条第9号	-	-	-	-
天満西第2	兵庫県姫路市大津区恵美酒1丁目19	山陽電気鉄道(株)	網干線	市道	大津89号線	第二条第9号	-	-	-	-
長松川東第2	兵庫県姫路市大津区新町1丁目36	山陽電気鉄道(株)	網干線	市道	大津95号線	第二条第9号	-	-	-	-
網干道西	兵庫県姫路市網干区大江島寺前町2	山陽電気鉄道(株)	網干線	市道	網干195号線	第二条第9号	-	-	-	-
洗川東	兵庫県高砂市荒井町千鳥2丁目1407-2	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	荒井3号線	第二条第9号	-	-	-	-
松村川東	兵庫県高砂市伊保町伊保崎二丁目1928-2	山陽電気鉄道(株)	本線	市道	港町・梅井準幹線道路	第二条第9号	-	-	-	-
矢三	徳島県徳島市南矢三町一丁目416-5地先	四国旅客鉄道(株)	徳島線	市道	(他)南矢三1丁目東線	第二条第9号	-	-	-	-
河原崎	愛媛県大洲市若宮字ナカツカ1573-4地先	四国旅客鉄道(株)	予讃線	市道	(他)柴ノ口北河崎線	第二条第9号	-	-	-	-
福岡	高知県香美市土佐山田町秦山町一丁目133-3	四国旅客鉄道(株)	土讃線	市道	西町宗目通り	第二条第9号	-	-	-	-

踏切道改良促進法施行規則（抄）

（踏切道指定基準）

第二条 踏切道改良促進法（以下「法」という。）第三条第一項の規定により改良すべきものとして指定を行う踏切道は、次のいずれかに該当する踏切道とする。

- 一 一日当たりの踏切自動車交通遮断量が五万以上のもの
- 二 一日当たりの踏切自動車交通遮断量と一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量の和が五万以上で、かつ、一日当たりの踏切歩行者等交通遮断量が二万以上のもの
- 三 一時間の踏切遮断時間が四十分以上のもの
- 四 踏切道における歩道（道路の一般通行の用に供することを目的とする部分のうち、車道（道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条第四号に規定する車道をいう。以下同じ。）以外の部分をいう。以下同じ。）の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道に接続する道路の車道の幅員が五・五メートル以上のもの
 - ロ 踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が一メートル以上のもの
 - ハ 踏切道における自動車の一日当たりの交通量が千以上（踏切道が通学路である場合には、五百以上）のもの
 - ニ 踏切道における歩行者及び自転車の日当たりの交通量が百以上（踏切道が通学路である場合には、四十以上）のもの
- 五 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので次のいずれにも該当するもの
 - イ 踏切道の幅員が五・五メートル未満のもの
 - ロ 踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が二メートル以上のもの

ハ 前号ハ及びニに該当するもの

六 踏切道を通過する列車の速度が百二十キロメートル毎時以上のものであって次のいずれかに該当するもの

イ 踏切遮断機が設置されていないもの

ロ 踏切支障報知装置が設置されていないもの（自動車が通行できるものであって、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第一項の規定により自動車の通行が禁止されているもの（禁止される予定のものを含む。）以外のものに限る。）

七 直近五年間において二回以上の事故が発生したもの

八 通学路であるものであって幼児、児童、生徒又は学生の通行の安全を特に確保する必要があるもの

九 付近に老人福祉施設、障害者支援施設その他これらに類する施設があるものであって高齢者又は障害者の通行の安全を特に確保する必要があるもの

十 前各号に掲げるもののほか、踏切道における交通量、事故の発生状況、踏切道の構造、地域の実情その他の事情を考慮して、踏切道の改良による事故の防止又は交通の円滑化の必要性が特に高いと認められるもの

- 交通の安全の確保とその円滑化を図るため、踏切道改良促進法の指定期限を5年間延長するほか、地域と連携した幅広い踏切道の対策を促進するための措置を講じたところ。

◆依然として多い踏切事故・渋滞

- 〔 法施行(S36年)後50年で、
 - ・踏切数半減(約7万→約3.4万)
 - ・遮断機の無い踏切も約1割まで減少 〕
- 踏切事故は約1日に1件、約4日に1人死亡
※踏切事故件数236件、死亡者数101人(H27年度)
死亡者に占める歩行者の割合:約8割/
(うち65歳以上の高齢者:約4割)
- 開かずの踏切は約500箇所存在する一方、立体交差化等の抜本対策には長期間が必要
※開かずの踏切の事故件数は他の踏切の約4倍
- 現行法に基づく踏切改良の方法は、
 - ・ 立体交差化
 - ・ 構造の改良
 - ・ 保安設備の整備 等に限定
- 鉄道事業者・道路管理者以外の地域の関係者と連携した取組が必要



◆改正概要

○改良すべき踏切道の指定期限を5年間延長 (H28~32年度)

※課題のある踏切は、改良の方法が合意されていなくとも指定する仕組みに改正。

○踏切道の改良方法の拡充

- 従前の対策に加え、当面の対策(カラー舗装等)や踏切周辺対策(駅周辺の駐輪場整備やバリアフリー化等による踏切横断交通量の低減)等を位置づけ、ソフト・ハード両面からできる対策を総動員

○改良方法を検討するための協議会制度の創設

- 地域の関係者と連携し、地域の実情に応じた対策を検討
- ※保安設備整備に係る補助制度の拡充により、高齢者等の歩行者事故対策を強化。
また、連続立体交差化を無利子貸付で支援(継続)。

改正法に基づき、課題のある踏切を指定※し、H32年度までに下記の達成を目指す。 ※少なくとも1,000箇所以上を指定。

- ・踏切事故件数:約1割削減
(H27年 242件 → H32年 約220件)
- ・踏切遮断による損失時間:約5%削減
(H25年度 約123万人・時/日 → H32年度 約117万人・時/日)